

石井町建設工事入札心得

(最終改正令和6年4月1日)

(目的)

第1 石井町建設工事等の一般競争入札及び指名競争入札を行う場合において、入札参加者は地方自治法(昭和22年法律第67号)、石井町財務規則、石井町公共工事標準請負契約約款に関する規則、その他法令を順守するほか、この心得の定めによるものとする。

(入札に関する留意事項)

第2 入札参加者は、町が指示した設計図書、現場等を熟知の上、入札するものとする。なお、上記設計図書を閲覧しなかった者、並びに現場説明に参加しなかった者は、当該工事等に係る入札に参加することができない。

2 入札書は、入札参加者の氏名を表記し、指定された時刻までに入札箱に投入しなければならない。

3 入札参加者は、入札書を一旦入札箱に投入した後は、その引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

4 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

5 入札執行者は、つぎの各号の一に該当する者の入札を拒否し、または入札場外に退去させることができる。

(1) 入札参加者以外の者

(2) 入札開始時刻に遅刻した入札参加者

(3) 入札執行係員の指示に従わない入札参加者

6 入札執行回数は2回までとし、入札執行限度2回以内において落札者がいないときは入札の打ち切り、または、予定価格との差を勘案し随意契約とする場合がある。

7 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、委任状を入札執行前に提出し、その代理人の名において入札するものとする。この場合において、代理人の身分証明書(市町村発行)は、不要とする。

8 代理人等が入札する場合の記入例

(例) 代理人の場合
住所
商号又は名称
代表者 氏名
代理人 氏名 印

(例) 復代理人の場合
住所
商号又は名称
代表者 氏名
代理人 住所
商号又は名称
氏名
復代理人 氏名 印

9 指示があった場合には、入札に参加する者は入札書と同時に入札金額を積算した内訳明細書を提出しなければならない。内訳明細書を提出しなかった者の入札は無効として取り扱うものとする。

(入札の辞退)

第3 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前であっては、入札辞退届を入札担当者に直接持参し、又は郵送(入札日の前日までに到達するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、公正な入札の確保を妨げた者もしくは、疑いのある者はこの限りでない。

(公正な入札の確保)

第4 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札のとりやめ等)

第5 入札参加者が連合した場合、そのおそれが強い場合、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

2 入札参加者が1人のみとなった場合には、当該入札を取りやめることがある。

3 入札は本町の都合により取りやめることがある。

(当該入札が無効となる事項)

第6 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 記名押印のない入札

(2) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(3) 同一事項に対してした2通以上の入札

(4) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(5) 委任状を持参しない代理人が行った入札

(6) 入札金額を訂正した入札及び入札の年月日(日付)を誤り、又はその記載のない入札

(7) 明らかに連合によるものと認められる入札

(8) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(契約の締結)

第7 落札者は、契約書の案に記名捺印し、落札決定の通知を受けた日から起算して、石井町の休日をも定める条例(平成元年石井町条例第32号)に定める町の休日を除き5日以内に契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付し、又はその納付にかわる担保を提供して契約を結ばなければならない。(設計金額が500万円未満のときは、契約保証金の納付又はその納付にかわる担保の提供を免除する場合がある。)

2 前項の期間は、契約権者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者は、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(前金払及び中間前金払の特約)

第8 請負金額が、500万円以上である場合は、申し出により10分の4以内の前金払をすることができる。ただし、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)の規定による保証事業会社の保証がない場合は、前金払いをしない。

2 請負代金額が1000万円以上の工事である場合は、前項の規定による前金払をした後、申し出により10分の2以内の中間前金払をすることができる。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。